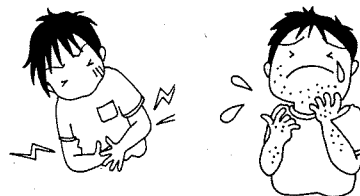


学校感染症について

学校は集団生活の場ですので、感染症にかかった場合、医師から登校の許可が出るまでは、出席停止となります。以下に多く見られる感染症と登校の基準を示しますので、参考にしてください。



病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症（※1）	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
手足口病（※2）	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（※3）	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能
マイコプラズマ感染症（※4）	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎（※5） （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※1～※5については、その他の感染症として定められていて、条件によって出席停止が必要になるため、医師の指示に従ってください。

医師から出席停止を指示されましたら、『学校感染症による出席停止証明書』に必要な事項を記入してもらい、次回登校時に提出してください。